

非開示希望情報の管理について

仙台家庭裁判所

1 非開示希望申出について

裁判所に提出した主張書面や資料といった書面は、調停の申立人等が見たり、コピーしたりすることがあります。

申立人等に知られることで、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるため、申立人等に開示しないことを希望する情報（非開示希望情報）がある場合、裁判所に書類を提出する際には、書類に非開示希望情報が表れないように、ご自分で責任をもって情報を管理していただく必要があります。

「非開示希望情報確認シート」の各項目をよく確認していただき、非開示希望の有無にかかわらず、「(裁判所提出用)」の末尾の欄に署名した上で、第1回期日までに、裁判所に提出してください。

なお、単に、申立人に知られたくない、隠したいという理由でマスキング（黒塗り等）したり、非開示希望の申出をすることは、話し合いの手続を円滑に進める上で妨げになる場合もあります。本当に、相手方に知られては困る情報なのかどうかを熟考したうえで、手続をお取りください。

2 当事者間秘匿制度について

申立人に住所、居所、勤務先、本籍などが知られることで、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合（相手からDVを受けている等）には、秘匿決定の申立てをすることも可能です。

秘匿決定の申立てをする場合には、疎明資料の提出や手数料の納付が必要になります。また、裁判官の判断によっては、申立てが認められない場合もあります。

手続の詳細については、別途、家庭裁判所にご相談ください。

*** 参考：非開示希望申出と当事者間秘匿制度（Q & A）**